

## はしがき

著者	作本 直行, 今泉 慎也
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	経済協力シリーズ
シリーズ番号	202
雑誌名	アジアの民主化過程と法 : フィリピン・タイ・イ ンドネシアの比較
ページ	iii-v
発行年	2003
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00014013">http://hdl.handle.net/2344/00014013</a>

## はしがき

アジア諸国の法は著しい変化の過程にある。内外の経済社会変化だけでなく、政治的には民主化の波にさらされている。いくつものアジアの国がこれまでの権威主義的な政治体制から民主化運動を経験して、民主的な国家に移行しつつある。このような著しい変化過程におけるアジアの法の役割をいかに理解するかは大きな課題である。というのも、アジアの多くの国は、日本と同様、法制度の基礎をヨーロッパの法制度にこれまで求めてきた。しかし、アジア諸国に「法の支配」が浸透するに伴い、これまで借り物であった法が自らの「法」に転じつつある。このため、アジア諸国における法の役割に大きな変化が生じつつあるといえよう。

本書は、昨年度のアジアの「経済社会開発と法」に引きつづき、「法と開発」の視点から「政治発展」を取り上げたものである。具体的には、アジアで民主化運動とその後の制度改革を経験したフィリピン、タイおよびインドネシアの3カ国を取り上げ、移行過程における法の役割を分野ごとに検討したものである。これまで権威主義的な政治体制の下における法の役割を考察する研究は多かったが、アジア諸国で民主主義が根づく過程における法ないし制度の役割を検討する研究は少なかったといえよう。これまで借り物であった法が大きく変化する過程でもある。本書は、このような権威主義的な政治から民主的な国家へと変化する過程にある「アジア法」をとり上げ、その法と制度に関わる役割を検討したものである。

ただし、これら3カ国をとり巻く民主化のための前提条件は同じでない。「民主化過程」への態様は国によって歴史も内容も異なっている。行政府・執行府の権力分散の議論が中心である国（インドネシア）と議会における民主政治が議論の中心になっている国（フィリピン、タイ）がある。しかし、

いずれにせよアジア諸国の開発過程（移行過程）における法の役割が共通の課題である。このように、本書では中心テーマとしての「政治発展」をこのような政治体制の権威主義体制から民主国家への移行過程として理解し、限定的に捉えている。

次に、途上国法研究の立場からのアジア法をみておく必要がある。現在、対途上国法整備支援が国際機関や先進国によって積極的に行なわれつつある。この関連で、1960年代、法整備支援という援助形態によって途上国の開発を支援するとの立場から、「法と開発」研究（Law and Development Study）が生まれたが、多くの批判を受けることになった。理由は、欧米的な法制度を移植しさえすれば民主的な社会が自ずと形成されるという単線的な発想に立っていたためである。90年代以降に実施されている法整備支援においても類似の議論（「新・法と開発」研究）が登場している。地方自治などがバナンズに関する支援もすでに重要な分野となっている。法整備支援にあたり、アジア諸国の民主化や人権といった政治課題に、まだ関わるべきでないといった消極的立場もあるが、これらはアジアにおける変化過程の原動力であり、政治経済社会における法の役割変化をみる上で、無視できない重要な分野であるといえよう。このような理解から、本書の課題に対して、法律学以外の政治学、行政学といった専門分野を異にする専門家の参加によって、検討を重ねてもらっている。

なお、本書は、当研究所が平成12年度から3カ年計画で実施する「経済協力と法制度」事業の第2年度目の事業として、「アジアの政治発展と法」研究会成果をとりまとめたものである。この点では、昨年度に刊行した『アジアの経済社会開発と法』（アジア経済研究所、経済協力シリーズ第196号、2002年）に続くものである。アジア諸国の法制度メカニズムの解明あるいはアジア法の現代的な役割を明らかにするための一助となることを期待している。また、アジア諸国の法学者とともに実施した海外共同研究の成果や当研究所が主催した国際会議の報告書等も当研究所から刊行されているので、これらもあわせて利用していただければ幸甚である（英文 IDE Asian Law Series

Vol. 1～Vol 24, DPS Series No. 3)。

最後に、本研究会を実施するにあたり、執筆をご快諾いただいた委員諸氏に対して深く感謝したい。また、本書を作成するにあたり、内外の識者から貴重な意見および資料情報の提供を受けた。この場を借りて、これらの方々に深く感謝したい。

2003年3月

編者